

<ご注意ください！>

先端設備等導入計画の認定を受けられても、先端設備等導入計画の認定要件と先端設備等に係る固定資産税の特例措置の適用要件は異なるため、固定資産税の特例措置の要件を満たさない場合は、当該特例の適用は受けられません。

以下の点にご注意ください。

●対象者

☆固定資産税の特例措置の対象者について、先端設備等導入計画の認定を受けられる中小企業等経営強化法に規定する「中小企業者」とは、規模要件が異なります。

<先端設備等導入計画の認定>

業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他 ※1	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業 ※2	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※1 「製造業その他」は上記「卸売業」から「旅館業」以外の業種が該当します。
※2 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造を除く。

<固定資産税の特例措置>

- 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
 - 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
 - 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ただし、次の法人（いわゆる「みなし大企業」）は除きます。
- ①発行済株式の総数又は出資の金額の総額の2分の1以上を同一の大規模法人が所有している法人
 - ②発行済株式の総数又は出資の金額の総額の3分の2以上を2以上の大規模法人が所有している法人

(裏面あり)

●対象先端設備等の種類

☆固定資産税の特例措置の対象設備等は、先端設備等導入計画の認定を受けられる対象設備と一部要件が異なります。

<先端設備等導入計画の認定>

労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備。

機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

<固定資産税の特例措置>

固定資産（償却資産）の種類	取得価額	その他
機械装置	160万円以上	中古資産でないこと
測定工具及び検査工具	30万円以上	
器具備品	30万円以上	
建物附属設備 ※3	60万円以上	

※3 建物附属設備について、家屋と一体で課税されるものは対象外です。テナントなど賃借人が附加した事業用の内装・附帯設備等（家屋と設備等の所有者が異なる場合）は償却資産及び固定資産税の特例措置の対象です。

☆ソフトウェアは償却資産の範囲から除外されているため、固定資産税の特例措置の対象外です。

●その他の要件

☆認定経営革新等支援機関に確認を受ける内容について、一部要件が異なります。

<先端設備等導入計画>

先端設備等導入計画記載の直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上することが見込まれること

<固定資産税の特例措置>

上記先端設備等導入計画の要件に加えて、年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれること

その他詳細な要件については中小企業庁及び本市ホームページをご確認ください。

固定資産税についてご不明な点があれば下記までお問合せください。

中小企業庁



城陽市



(お問い合わせ先)

城陽市

税務課 資産税係 償却資産担当

☎ 0774-56-4022